

搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約

<用語のご説明一定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

(1) 正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

(2) 搭乗者傷害保険金額

被保険者 1 名ごとに、当社が支払う死亡保険金および後遺障害保険金の限度額であって、保険証券記載の搭乗者傷害保険金額をいいます。

第 1 条 [この特約の付帯条件]

この特約は、保険証券にこの特約が記載されている場合に付帯されます。

第 2 条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被った場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金請求権者に搭乗者傷害保険金（死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。以下この特約において同様とします。）を支払います。

- ① 借用自動車の運行に起因する事故
- ② 借用自動車の運行中の次の事故
 - ア. 飛来中または落下中の他物との衝突
 - イ. 火災または爆発
 - ウ. 借用自動車の落下

第 3 条 [補償の対象となる方—被保険者]

- (1) この特約における被保険者は、記名被保険者または指定被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者としてします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は含みません。
- (2) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第 4 条 [保険金をお支払いできない場合]

- (1) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核

燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 上記①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

(2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 i）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
- ② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

（注 i）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(3) 当社は、次の①から⑦のいずれかに該当する傷害に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 記名被保険者または指定被保険者が、法令により定められた運転資格を持たないで借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ③ 記名被保険者または指定被保険者が、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ④ 記名被保険者または指定被保険者が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ⑤ 被保険者が、借用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に生じた傷害
- ⑥ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- ⑦ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失（注 ii）によって生じた傷害

（注 ii）「心神喪失」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が常時欠けている状態をいいます。

(4) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、搭乗者傷害保険金を支払いません。

(5) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく丹毒、りんぼせんえんリンパ腺炎、はいけつしょう敗血症、はしょうふう破傷風等）に対しては、搭乗者傷害保険金を支払いません。

第5条 [お支払いする保険金の計算]

- (1) 当社は、被保険者が第2条 [保険金をお支払いする場合] の傷害を被り、その直接の結果として、次表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり搭乗者傷害保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	支払保険金の額	保険金請求権者
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	搭乗者傷害保険金額の全額。ただし、1回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、搭乗者傷害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。	被保険者の法定相続人。ただし、法定相続人が2名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表（以下この条において「別表」といいます。）に掲げる後遺障害が生じた場合	搭乗者傷害保険金額×保険金支払割合	被保険者

- (2) この条において「保険金支払割合」とは、この特約の別表に定める保険金支払割合をいいます。
- (3) 同一事故によって2種以上の後遺障害が生じた場合には、最も重い後遺障害の該当する等級に対応する保険金支払割合を適用します。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合(別表の1に掲げる後遺障害を同時に被った場合を除きます。)は、それぞれ次の保険金支払割合によります。
- ① 別表の2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対応する保険金支払割合
 - ② 上記①以外の場合で、別表の2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対応する保険金支払割合
 - ③ 上記①および②以外の場合で、別表の2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対応する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対応する保険金支払割合の合計の割合がその保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- (4) 既に後遺障害のある被保険者が第2条の傷害を受けたことによって、さらに同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合から、既にあった後遺障害に対応する保険金支払割合を差し引いて得た割合を適用します。
- (5) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、後遺障害が生じた時の医師の診断に基づき、後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。ただし、被保険者からの請求がある場合は、事故の発生の日から

その日を含めて 181 日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定し、後遺障害保険金を支払います。

第6条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等]

被保険者が被った第2条 [保険金をお支払いする場合] の傷害が次の①から③のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

第7条 [当社の責任限度額等]

1回の事故につき、当社が支払うべき搭乗者傷害保険金の額は、第5条 [お支払いする保険金の計算] および第6条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等] の規定によって算出された額とし、かつ、**搭乗者傷害保険金額**を限度とします。

第8条 [保険金のご請求]

当社に対する搭乗者傷害保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時

第9条 [代位]

当社が搭乗者傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第10条 [当社の指定する医師が作成した診断書等の要求]

- (1) 当社は、普通保険約款基本条項第14条 [事故発生時の義務等] (1)②の規定による通知または第8条 [保険金のご請求] および同条項第16条 [保険金のご請求]の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金請求権者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の診断または死体の検案(注)のために要した費用は、当社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。
(注) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

第11条 [普通保険約款との関係]

- (1) この特約については、普通保険約款基本条項第11条 [当社からの保険契約の解除—重大事

由による解除]の規定中「自損傷害条項」とあるのは「搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約」と読み替えます。

(2) この特約の適用においては、当社は、普通保険約款基本条項第 15 条 [他の保険契約等がある場合の取扱い] の規定は適用しません。

第 12 条 [準用規定]

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

<別表>後遺障害等級別保険金支払割合表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第 1 級	100%
第 2 級	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第 1 級	100%	第 8 級	34%
第 2 級	89%	第 9 級	26%
第 3 級	78%	第 10 級	20%
第 4 級	69%	第 11 級	15%
第 5 級	59%	第 12 級	10%
第 6 級	50%	第 13 級	7%
第 7 級	42%	第 14 級	4%